

控

昭和六二年（ネ）第三九六号

昭和六二年一二月一七日

控訴人（原告）ローレンス・レペタ
被控訴人（被告）国

東京高等裁判所第一七民事部 御中

控訴人訴訟代理人
弁護士 秋山 幹男
同 鈴木 五十三
同 喜田村 洋一
同 三宅 弘
同 山岸 和彦

一 原判決は、憲法二一条の趣旨に基づく裁判の内容を認識する自由は、憲法上は、五官の作用により右内容を認識するための機会を付与することにより、必要かつ十分に充足されるものと解すべきであるとし、他方、法廷におけるメモ行為は、五官の作用による裁判内容の認識行為自体とはやや性格を異にし、認識した内容の一部をその場でノート等に記録することにより、右認識内容を記憶し、のちにこれを表現する際の精度を高めるための補充行為にすぎず、憲法上の権利として保障されたものではないと判示した。

これに対し、控訴人は、昭和六二年五月一三日付準備書面において、法廷におけるメモ行為は、認識内容を記憶するための単なる「補充行為」ではなく、正確な「認識」を得て、他の国民に正確に伝達・提供し、これによつて「民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達・交流の確保」という基本的原理を実効あらしめるため不可欠のものである旨主張したが、甲第四〇号証の伊東裕司助手の意見書をふまえ、以下のとおり主張を補充する。

准備書面

そもそも、認識とは、人が外部から与えられた情報を受動的に取り入れる過程ではなく、与えられた情報を選択し、他の情報との関連をつけたり、省略などによつて欠けた部分を補い、自己の既存知識の適切な部分に位置づける、などの活動を含む、積極的な過程である。それゆえ、メモを探ることは、認識に必要な文脈情報へ当該の認識活動以前に与えられた認識に必要な文脈的情報)を記録し認識者の記憶を補うほか、情報に対する注意力を高め、重要な情報の選択、情報の意味づけ、情報間あるいは情報と既存知識との関連づけを促進し、認識の過程をより積極的に、より意図的、意識的なものにし、認識のための手段として働くものである。

2 メモを探ることが記憶の補助にとどまるだけでなく、認識のための手段として働くことは、公判期日における審理の適正な認識のためにも極めて顕著である。

すなわち、一般に、法廷においては、当該事件について、大量の、高度に専門的で、複雑に関連し合つた情報がやりとりされている。しかし、こうした情報のすべてを、メモを探らず五官の作用だけで傍受し、長期記憶へ比較的長い時間にわたつて多量の情報を蓄えておく記憶)に固定化することは極めて困難のためには役立てることは不可能である。

また、公判庭においてやりとりされる事項には高度に専門的であるがゆえに公判庭でのやりとりを聞いただけでは認識が困難で公判の場を離れた後に他の資料とつきあわせてはじめて認識が可能となる事項が多い。これらの事項を認識するためには、単に裁判の内容を見聞するだけでは不十分であり、公判庭における情報を、メモを探ることによって正確に記憶しておくことが不可欠である。

さらに、同一公判期日内における他の証人の証言や他の証拠等の情報と関連づけ統合したり、複数の公判期日において行なわれた事項についての情報を統合することがなければ、裁判内容について正確な認識を得ることができないが、そのためには、やはり、人の記憶能力を超えて情報を保存するため、メモを探ることが不可欠である。

結局、法廷におけるメモ行為は、公判庭で行われている事項を正確に認識し、記憶するための手段として必要不可欠である。

法廷におけるメモ行為が、公判期日における審理内容を正確に認識し記憶するための手段として必要不可欠なものであることは、裁判官その他の訴訟当事者が審理内容をメモに採り、あるいは司法記者クラブ所属の報道機関の記者が審理内容をメモに採っていることからも自明の理である。裁判官その他の訴訟当事者が法廷において全くメモを採れないとすれば適正な訴訟進行をなすことはできず、また、報道機関が法廷において全くメモを採れないとすれば正確な認識をもとにした正確な報道はなしえないのであろう。

法廷を傍聴する者もまた、メモを採ることなしに裁判内容を正確に認識することはできないのである。

原判決は、公衆が国政に関与するにつき重要な意思決定を行うためには、その前提として様々な情報、判断資料を入手する必要があることは否定できないとし、情報を受ける自由、及び情報を収集する自由もまた憲法二条の精神に照らし、その派生原理として、一定限度の保障を受ける場合があると解したうえで、一般公衆に対して、裁判の内容につき認識する機会を与えることは、裁判の適正を図るためのみならず、表現の自由を実質的に保障するものと考えたのである。

そうであるならば、裁判内容の認識を正確なものにするためには、訴訟当事者及び報道機関と法廷傍聴者とにおいて、法廷におけるメモ行為の可否の区別を設ける合理的な理由は見い出すことはできない。また、表現の自由を実質的に保障するために裁判内容につき認識する機会を与える以上は、報道機関と法廷傍聴者のいずれにおいてもメモ行為によつて正確に認識する機会が与えられるべきは当然であり、両者において、正確な認識のためのメモ行為の可否の区別を設ける合理的な理由は見い出しえないのである。

以上のとおり法廷におけるメモ行為は、正確な認識、記憶を得るための必要不可欠の手段であり、憲法二条の趣旨に基づく裁判の内容を認識する自由は、五官の作用により右内容を認識することにとどまらず、メモ行為によつて認識する自由を必要不可欠のものとして内包しているというべきである。